

# 資料集

## 7. 傷害保険等

本学の学生は、全員が『**学生教育研究災害傷害保険（学研災）**』及び『**学生教育研究賠償責任保険（学研賠）**』に入学時に加入済みである。

また、国内の実務訓練生を対象に学研災の不足部分を補填する保険として、『**団体総合生活補償保険**』を任意加入で用意する。**学研災では適用とならない実務訓練正課外での事故等にも適用されるため、加入を強く勧めるものである。**

なお、海外に派遣される学生については、『**海外旅行保険**』に必ず加入すること。

### 1 学生教育研究災害傷害保険の概要

実務訓練中（実務訓練機関において実習中の時間）は、現在加入している「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」の「正課中」に該当する。したがって実務訓練中の災害については、同保険約款の範囲内で保険金が支払われる。

#### (1) 保険金が支払われる事故の範囲

##### 1) 学生教育研究災害傷害保険普通保険（学研災）

被保険者が、被保険者の在籍する大学の**教育研究活動中**に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。

「**教育研究活動中**」とは……

##### ① 正課を受けている間

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以上を総称して「授業」という。）を受けている間、指導教員の指示に基づき、研究活動を行っている間。

ただし、専ら被保険者（保険の対象となる方）の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く。

##### ② 学校行事に参加している間

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

##### ③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除く。

#### ④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除く。

**(注) 傷害には次に掲げるものを含む。**

- ① 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状。（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）
- ② 日射または熱射による身体の障害。

**「病気」はこの保険の対象とならない。**

## 2) 通学中等傷害危険担保特約

学生（被保険者）の住居と学校施設等との間の通学中、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合。

### ① 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

### ② 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法等を除く。）により、大学が教育研究のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

**(注) 逸脱・中断について**

原則として、合理的な経路を逸脱した場合や、往復又は移動を中断した場合には、その間やその後に被った傷害に対しては保険金は支払われない。ただし、逸脱又は中断が授業等、学校行事もしくは課外活動に必要な物品の購入その他これに準ずる行為を行うためのものである場合、又は日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、**合理的経路に復した後に被った傷害**に対しては保険金を支払う。

## (2) 支払保険金の種類と金額

### 1) 「正課中」「学校行事中」

#### ① 死亡保険金

(事故の日から180日以内に死亡したとき) …………… 2,000万円

#### ② 後遺障害保険金

(事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき)

その程度に応じて …………… 120万円～3,000万円

たとえば 両眼が失明したとき …………… 3,000万円

1腕または1脚を失ったとき …………… 1,770万円

1眼の矯正視力が0.6以下となったとき …………… 210万円

#### ③ 医療保険金 (医師の治療を受けたとき)

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日限度)
治療日数 1日～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注) 入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく、入院1日目から支払われる。
〃 4～6	6,000	
〃 7～13	15,000	
〃 14～29	30,000	
〃 30～59	50,000	
〃 60～89	80,000	
〃 90～119	110,000	
〃 120～149	140,000	
〃 150～179	170,000	
〃 180～269	200,000	
〃 270～	300,000	

(注1) 上記の保険金は、付帯学総、付帯海学、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われる。

(注2) 保険金は、上記金額に限定されているので2口以上の加入はできない。

(注3) 「治療日数」とは傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」までの間の実治療日数(実際に入院または通院した日数)をいう。治療期間の全日数が対象になるのではないことに注意。

### 2) 「正課・学校行事以外で学校施設にいる間」「課外活動中」「通学中・施設間移動中」

#### ① 死亡保険金

(事故の日から180日以内に死亡したとき) …………… 1,000万円

#### ② 後遺障害保険金

(事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき)

その程度に応じて …………… 60万円～1,500万円

たとえば 両眼が失明したとき …………… 1,500万円

1 腕または1脚を失ったとき ..... 885万円

1 眼の矯正視力が0.6以下となったとき ..... 105万円

③ 医療保険金（医師の治療を受けたとき）

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
治療日数 1日～3日	-	入院1日につき 4,000円 (注) 入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく、入院1日目から支払われる。
〃 4～6	※ 6,000円	
〃 7～13	※ 15,000	
〃 14～29	30,000	
〃 30～59	50,000	
〃 60～89	80,000	
〃 90～119	110,000	
〃 120～149	140,000	
〃 150～179	170,000	
〃 180～269	200,000	
〃 270～	300,000	

(注) 前ページの(注1)～(注3)参照

※「課外活動中」を除く

(3) 保険金が支払われない主な傷害及び事故

1) 下記の事由によって生じた傷害

- ① 保険契約者または被保険者の故意又は重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意又は重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- ④ 被保険者の無資格運転、酒酔い運転等
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、本保険の補償対象となる傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑩ 地震、噴火または津波。ただし、被保険者がこれらの自然現象の観測活動に従事している間については、保険金を支払います
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故。ただし、被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、又は、これらを使用する装置を用いて行う研究活動もしくは実験活動に従事している間については、保険金を支払います
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づい

て生じた事故

- ⑬ ⑪以外の放射線照射又は放射能汚染 ただし、被保険者が放射線又は放射線の発生装置を用いて行う研究活動又は実験活動に従事している間については、保険金を支払います。

## 2) 下記に掲げる間に生じた事故によって被った傷害

- ① 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間  
 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦、スカイダイビング、ハングライダー等の危険な運動を行っている間

- ② 被保険者が自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行をしている間

ただし、被保険者が大学の正課中、学校行事に参加している間又は学校施設内にいる間に被った傷害は特に補償される。

- 3) 本保険では、被保険者が、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるにもかかわらず、保険金を支払わない。

## <参 考>

### 保険の適用日について

#### 1. 移動日・訓練開始日

○…適用される日  
 ×…適用されない日

	金	土 (休日)	日 (休日)	月	火	水	木	金	土 (休日)	日 (休日)	月
例1	○ 移動日	×	×	○ 開始日	○	○	○	○	×	×	○
例2	/	○ 移動日	×	○ 開始日	○	○	○	○	×	×	○
例3	/	/	○ 移動日	○ 開始日	○	○	○	○	×	×	○
例4	/	/	/	○ 移動日・ 開始日	○	○	○	○	×	×	○

\*移動日は、実務訓練先との打合せのうえで決定し移動する日を指します。

#### 2. 実習終了日・帰宅日

	金	土 (休日)	日 (休日)	月	火	水	木	金	土 (休日)	日 (休日)	月
例1	○	×	×	○	○	○	○	○ 終了日・ 帰宅日	/	/	/
例2	○	×	×	○	○	○	○	○ 終了日	○ 帰宅日	/	/

\*月～金は実習日を示します。

\*祝日が休日になっている場合は、適用されない日となります。

## 2 学生教育研究賠償責任保険の概要

学生教育研究賠償責任保険（学研賠）は、学生が教育研究活動中（通学や研究活動中を含む。）において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して必要な給付を行う。

### (1) 保険金が支払われる事故の範囲

- ① 正課中、学校行事中、課外活動中（ボランティア活動を目的とし組織として承認を受けたサークルの活動）、実務訓練中、介護体験活動中、教育実習中、及びその往復中に、次に掲げる事由により他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合
- ② 活動中の被保険者が使用又は管理する他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、又は盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し法律上の損害賠償責任を負った場合

### (2) 補償金額

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円程度

### (3) 保険金が支払われない事故

- ① 被保険者による故意による事故
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 排水又は排気に起因する賠償責任
- ⑥ 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機又は施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用又は管理に起因する損害
- ⑦ その他

### 3 団体総合生活補償保険の概要（国内実務訓練災害用）

団体総合生活補償保険は、学生教育研究傷害災害保険(学研災)では補償されない、例えば、実務訓練機関の構外で生じた事故や、休日に生じた事故など、実務訓練期間中に生じたケガ等に24時間対応するため、不測の事態に備える意味で、学生諸君には加入を強く推奨する。

以前起こった、休日中に遊びに出かけ、骨折の大ケガをした学生の場合、学研災は適用範囲外で補償されなかったが、この保険は24時間対応であるため、入院費等が支払われたという例がある。

加入は学生諸君が個人で加入している類似の保険と重複する補償のため、任意加入としているが、本学としては全員に加入をお願いしたい。

#### (1) 補償内容

団体総合生活補償保険の補償内容については、別途配布のチラシ、もしくはガイダンスにて説明を行う。

#### (2) 保険の適用期間（実務訓練のために自宅を出発してから帰宅するまでの期間）

- 1 物生 令和7年10月3日(金)より令和8年2月3日(火)まで
- 2 機械、電気、環社、情報 令和7年10月3日(金)より令和8年3月3日(火)まで

#### (3) 保険料について

実務訓練期間の違いで保険料が異なる。

- 1 実務訓練期間が4ヶ月間の分野 3,500円 物生(2/3以降終了の場合は2にすること)
- 2 実務訓練期間が5ヶ月間の分野 4,500円 機械、電気、環社、情報

#### (4) 加入を希望する場合

- 1 振込は8月18日(月)～8月29日(金)の間に、7月のガイダンス時にお知らせする口座に保険料を振込み、振込明細票を受け取る。(手数料は学生の負担とさせていただきます。)
- 2 振込明細票は、7月のガイダンス時に配付の「団体総合生活補償保険料の振込明細票はり付け票(以下、「証明書はり付け票」と言う。)」にはり付ける。
- 3 他の保険に加入しているため、この保険への加入を希望しない場合は、「未加入申出書」を提出する。

#### (5) 「証明書はり付け票」または「未加入申出書」の提出について

- 1 8月27日(水)～8月29日(金)の期間、「実務訓練申込書」及び「誓約書」とともに提出する。
- 2 この期間以外でも、学務課教育交流係で受け付ける。

#### (6) その他

提出期間の8月29日までに派遣が決まらない学生や保険適用期間外に移動、帰宅する学生については、別途対応するので、振込をしないで学務課教育交流係まで早めに問い合わせること。

その場合は、団体割引適用とならないため、若干保険料が割高になる。

## 4 実務訓練に係る災害保険の担保一覧

事 項	学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険		団 体 総 合 生 活 補 償 保 険 (国内実務訓練災害用)	備 考
	正 課 中 等	休 憩 中 等		
I 保険料	加入済		4,500円 (5ヶ月) 3,500円 (4ヶ月)	保険料率及び障害の程度によります。
II 保険金 ① 死亡 ② 後遺障害 ③ 医療	2,000万円 120万円～3,000万円 有	1,000万円 60万円～1,500万円 有	約100万円 約100万円 傷害のみ担保	
III 担保内容	① 正課中 (実務訓練中) ② 学校行事中	③ ①②以外で学校 施設内にいる間 (休憩中) ④ 課外活動中 ⑤ 通学及び施設間 移動中	① 実務訓練期間中 24時間(但し補 償対象外となる 事項あり)	
IV 担保事例				学生教育研究災害傷害 保険の場合、 1-(1)は次の2つの要 件を満たす時は正課中 とみなされます。 (1) 担当教員が出欠を 確認していること。 (2) 担当教員の指導を 受けつつ移動してい る場合で、教育研究 活動の一環とみられ ること。 {担当教員= 実務訓練指導教員}
1 次の移動中				
(1) 大学(自宅) ↔ 実務訓練機関				
① 実務訓練のために実務訓練機 関へ赴く		○	○	
② 実務訓練に係る打ち合わせの ため実務訓練機関と大学を往復 する		○	○	
③ 実務訓練を終了し大学(自宅) へ帰る		○	○	
(2) 宿舎 ↔ 実務訓練機関		○	○	
(3) 実務訓練機関内で作業現場が変 わる (A事業所→B事業所)		○	○	
① 宿舎は変わらない場合	○		○	
└─ 指導者同伴			○	
└─ 学生単独		○	○	
② 宿舎共変わる場合	○		○	
└─ 指導者同伴			○	
└─ 学生単独		○	○	
(4) 実務訓練機関内で他の作業現場 を往復する (A事業所→B事業所)	○		○	
└─ 指導者同伴	○		○	
└─ 学生単独	○		○	
(5) 実務訓練機関 ↔ 現場	○		○	
2 実務訓練機関での出張				
(1) 移動中	○		○	
└─ 指導者同伴			○	
└─ 学生単独		○	○	
(2) 用務遂行中	○		○	
└─ 指導者同伴	○		○	
└─ 学生単独	○		○	
3 実務訓練中の				食事のため構外に出る 場合は対象となります。
(1) 休憩時間				
└─ 実務訓練機関構内	○		○	
└─ 〃 構外	△		○	
(2) 休憩時間				
└─ 実務訓練機関構内		○	○	
└─ 〃 構外		△	○	
(3) 食事時間				
└─ 実務訓練機関構内		○	○	
└─ 〃 構外		△	○	
4 実務訓練機関主催の行事参加中				4の△は全くの私的行動 に係るものについては 除きます。
(1) 規定(勤務)時間内				
└─ 実務訓練機関構内	○		○	
└─ 〃 構外	△		○	
(2) 規定(勤務)時間外				
└─ 実務訓練機関構内	○		○	
└─ 〃 構外	△		○	

(注) ○ = 対象になる △ = 条件付ながら対象になる × = 対象にならない

## 5 学研災付帯海外留学保険の概要

海外へ実務訓練に行く学生については、『学生教育研究災害傷害保険』及び『学生教育研究賠償責任保険』の一部は適用になりますが、『団体総合生活補償保険（国内実務訓練災害用）』は適用になりませんので、「学研災付帯海外留学保険」に加入してください。

[加入プラン] 下記補償内容で保険期間5ヶ月間加入の場合、保険料38,370円となります。

傷 害 死 亡	傷 害 後 遺 障 害	治 療・救 援 費 用	疾 病 死 亡
10,000千円	10,000千円	100,000千円	10,000千円
留学生賠償責任保険	携 行 品 損 害	航 空 機 寄 託 手 荷 物	航 空 機 遅 延
100,000千円	200千円	30千円	付 帯 有

項 目	保険金を支払う場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡した場合を含む）。</li> <li>傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>戦争・内乱等</li> <li>放射線照射、放射能汚染</li> <li>無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>けんかや自殺行為、犯罪行為</li> <li>脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ</li> <li>海外旅行開始前または終了後に発生したケガなど</li> </ul>
傷 害 後 遺 障 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。</li> <li>後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払の対象となる。</li> </ul>
治 療・救 援 費 用	<p>治療費用部分</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。</li> <li>海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合。</li> <li>海外旅行中に感染した特定の感染症により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。</li> </ol> <p>救援費用部分</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</li> <li>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合。</li> <li>病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。</li> <li>海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。</li> <li>乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。等</li> </ol>	
留 学 生 賠 償 責 任	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅（被保険者の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設）の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。</li> <li>損害賠償金の額（1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者または被保険者の故意</li> <li>職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任</li> <li>航空機、船舶、車両、重機の所有・使用・管理に起因する賠償責任</li> <li>親族に対する賠償責任</li> </ul> <p>など</p>
航 空 遅 延 保 険 金	<ol style="list-style-type: none"> <li>出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合</li> <li>搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設の客室料</li> <li>交通費</li> <li>渡航先での各種サービス取消料</li> <li>食事代</li> <li>その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。</li> </ul> </li> </ol>	

※補償内容の詳細、保険金支払条件等については、別途説明いたします。

## 6 アイラック安心サポートデスク（派遣留学生危機管理サービス）について

本学では、海外へ渡航する学生数の増加に伴うさまざまなトラブルに対応するため、日本アイラック株式会社と契約しており、海外実務訓練に行く学生は、全員に日本アイラック社の派遣留学生危機管理サービスである安心サポートデスク加入を義務付けております。

安心サポートデスクは、留学期間に応じた費用を払うことにより、海外滞在中に困りごとが発生した場合に24時間、日本語または英語により適切なサポートを受ける等のサービスで、渡航者の保証人も、渡航者本人に代わって連絡することができます。

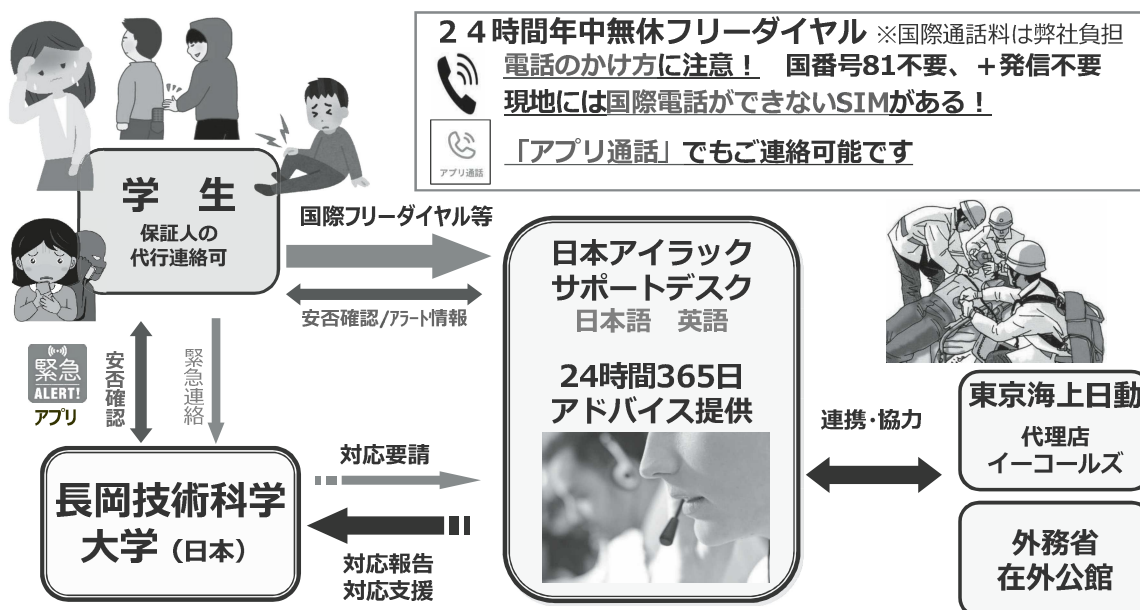
申込方法、費用の納入方法等の詳細は、ガイダンスで詳しく説明します。

### 注意事項：

- ・ 加入費用については自己負担です。
- ・ 本サービスは留学生の危機管理を支援するサービスで海外旅行保険ではありません。入院、治療、検査、カウンセリングなどの医療費・緊急移送費用等については自己負担となるため、それを補償するための海外旅行保険への加入が別途必須となります。
- ・ 事務手続きを代行するイーコールズ株式会社が運営する加入者用ウェブサイトeフォームより海外渡航の日付や渡航先等の情報登録をすることで、危機管理サービスと海外旅行保険の加入手続きを一緒に行うことができます。

## アイラック安心サポートデスク

1. 緊急相談窓口の提供 24時間365日利用可能
2.  安否確認アプリ提供 → 安否確認、アラート情報



## 1. 緊急相談窓口

国際ホットライン 【24時間365日年中無休】

- ・ 対応言語 1. 日本語  
2. 英語（通訳可）
- ・ 連絡手段 1. 電話（アプリ電話、国際フリーダイヤル等 [渡航先国により異なります]）  
2. Eメール（緊急の場合は電話にてお願いします）
- ・ 国際ホットラインは、出国後、事故やトラブルなどの緊急時にいつでも利用可能です。  
例）事故、自然災害、盗難被害、体調不良やケガ、乗り継ぎトラブルなど  
\* 個人契約（カードの限度額引き上げ等）や代行（代わりに警察に届ける等）は対応外となります。
- ・ 保証人の方が本人に代わって連絡することも可能です。

## 2. 安否確認アプリ

### 参考 日本アイラックアプリ Pro Finder 主な機能

The diagram illustrates the main features of the Pro Finder app. It shows a smartphone screen with the app's home screen and a detailed view of the 'Safety Confirmation' feature. Callouts provide the following information:

- 更新後画面** (Screen after update): Shows the app's main menu with buttons for 'Safety Confirmation Alerts', 'International Hot Line', 'When in Trouble', and 'Registration Information'. It also displays contact information for the Japanese Embassy and Consulate, a language selection option (Japanese/English), and a 'Notification Settings' button.
- 安否確認や注意情報が入ります 安否はワンタッチ「無事を知らせる」** (Safety confirmation and warning information is received. Safety is confirmed with one touch "Notify of safety").
- 国際ホットライン 日本アイラックへの緊急連絡はここから アプリ通話、電話等** (International Hot Line: Emergency contact to Japan Airack is from here via app calls, phone calls, etc.).
- 困ったときに 対応方法が確認できる** (When in trouble, you can check the response method).
- 登録情報 メールアドレス追加やお電話番号、保険情報等が追加可能 3アドレスまで追加可** (Registration information: You can add email addresses, phone numbers, insurance information, etc. Up to 3 addresses can be added).
- 日本語 英語 言語選択が可能** (Japanese, English, language selection is possible).
- 日本大使館・総領事館へ電話連絡可能** (You can make phone calls to the Japanese Embassy/Consulate).
- 通知設定を必ずオン!** (Please turn on notification settings!).
- ※アプリ通話は接続が弱いと通話できません。また緊急時に備え必ず国際電話ができるようにしてください。 ※現地でSIMをカード購入される際は、必ず国際電話ができるSIMカードを確認の上で購入ください。** (Note: App calls may not work if the connection is weak. Also, please ensure you can make international calls in case of an emergency. When purchasing a SIM card abroad, please confirm that it supports international calls before purchasing.)

- ◆ 1 緊急相談窓口と、2 安否確認アプリのご案内は、登録完了後に皆さんのメールアドレスにお知らせします。
- ◆ お申込み手続きは、海外旅行保険の加入と併せ保険代理店イーコールズ株式会社の専用ウェブサイトから一括して行っていただきます。